
プロジェクト **実務対応**

項目 **地方法人税の創設に伴う「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い」の見直し**

I. 本資料の目的

1. 平成 26 年度税制改正により地方法人税法が制定され、平成 26 年 3 月 27 日開催の第 284 回企業会計基準委員会において、平成 26 年度地方税制改正に伴う会計処理の検討事項について審議が行われ、審議の結果は議事概要において公表されている。
2. 本資料では、平成 26 年 10 月 1 日の地方法人税法の施行にあたり、地方法人税の創設が、連結納税制度を適用した場合の税効果会計に与える影響を整理し、実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」（以下「実務対応報告第 5 号」という。）及び実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」（以下「実務対応報告第 7 号」という。）の改正について検討する。

II. 地方法人税の概要

3. 平成 26 年度税制改正により、地方法人税法が制定され、地方法人税が創設された。地方法人税の概要は以下のとおりである。

(1) 課税標準

各課税事業年度の基準法人税額を課税標準とする。基準法人税額は、以下の額である（ただし、付帯税の額を除く）。

(ア) 確定申告書を提出すべき法人

各事業年度の所得の金額につき、所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額

(イ) 連結確定申告書を提出すべき連結親法人

各連結事業年度の連結所得の金額につき、所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額

(2) 税額

各課税事業年度の課税標準法人税額に 4.4%の税率を乗じて計算した金額

(外国税額等の控除がある場合には控除)

(3) 納付

地方法人税は国に納付しなければならない。

(4) 施行日及び適用区分

地方法人税法は、平成 26 年 10 月 1 日から施行される。地方法人税法の規定は、法人のこの法律の施行日以後開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

4. 地方法人税について法人税、住民税との相違を要約すると、以下のとおりとなる。

	地方法人税	法人税	住民税
納付先による分類	国税	国税	地方税
連結納税制度の有無	有	有	無
課税標準	基準法人税額 ¹	所得	法人税額

III. 地方法人税の創設に伴う対応

5. 地方法人税の創設に伴い、連結納税制度を適用した場合における税効果について、地方法人税の取扱いを明確化する。

法定実効税率の算出式

6. 地方法人税法適用前の税効果会計の計算に使用される法定実効税率については、下記の算式により算出される。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{住民税率}) + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

7. 平成 26 年 10 月 1 日以後開始する事業年度（例えば、3 月決算会社においては、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度）以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、地方法人税率を反映した以下の算式により算出された法定実効税率を使用して算定することになる。

$$\text{法定実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率}^{(\text{注})}}{1 + \text{事業税率}^{(\text{注})}}$$

¹ 法人税法第 68 条から第 70 条の二まで（連結納税制度を適用している場合には第 81 条の 14 から第 81 条の 17）の規定に基づく税額控除を除いた法人税額。

(注) 事業税率には地方法人特別税が含まれる。

連結納税制度を適用した場合における税効果

8. 地方法人税法の下で、連結納税制度を適用している連結親法人において、地方法人税の課税標準である基準法人税額は、第3項に記載のとおり、連結事業年度の連結所得の金額から計算した法人税の額とされている。
9. 連結納税制度を適用している場合の税効果会計について、実務対応報告第5号及び実務対応報告第7号では、納税制度に基づいて、繰延税金資産の回収可能性の判断は法人税、住民税又は事業税の別に区分して行うこととされている。

このため、法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断は連結納税主体を一体として行い、住民税及び事業税に係る繰延税金資産の回収可能性は連結納税会社ごとに行うことになる。

ここで、地方法人税は連結所得の金額から計算した法人税の額を基準としていることから、連結税効果会計において法人税と同様の取扱いとなると考えられる。
10. よって、連結納税会社ごとに回収可能性の判断を行う住民税に係る繰延税金資産と異なり、地方法人税に係る繰延税金資産は法人税と同様に連結所得に基づいて回収可能性を判断することになると考えられる。
11. これらを反映するために、実務対応報告第5号及び実務対応報告第7号について、平成26年10月1日以後開始する事業年度に係る地方法人税の繰延税金資産の回収可能性の判断について、法人税と同様の具体的手順を記載するなどの改正の検討を行う必要がある。

ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以上